

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 登録実用新案公報(U)

(11) 実用新案登録番号
実用新案登録第3160267号
(U3160267)

(45) 発行日 平成22年6月17日(2010.6.17)

(24) 登録日 平成22年5月26日(2010.5.26)

(51) Int.Cl. F 1
E O 4 H 1/04 (2006.01) E O 4 H 1/04 B

評価書の請求 未請求 請求項の数 2 O L (全 5 頁)

(21) 出願番号 実願2010-2389 (U2010-2389)
 (22) 出願日 平成22年4月8日(2010.4.8)

(73) 実用新案権者 500004553
 総合地所株式会社
 東京都港区東新橋2丁目18番3号
 (73) 実用新案権者 000150615
 株式会社長谷工コーポレーション
 東京都港区芝2丁目32番1号
 (74) 代理人 100097515
 弁理士 堀田 実
 (74) 代理人 100136700
 弁理士 野村 俊博
 (72) 考案者 富高 正信
 東京都港区芝公園二丁目4番1号 総合地
 所株式会社内
 (72) 考案者 金巻 浩二
 東京都港区芝二丁目32番1号 株式会社
 長谷工コーポレーション内

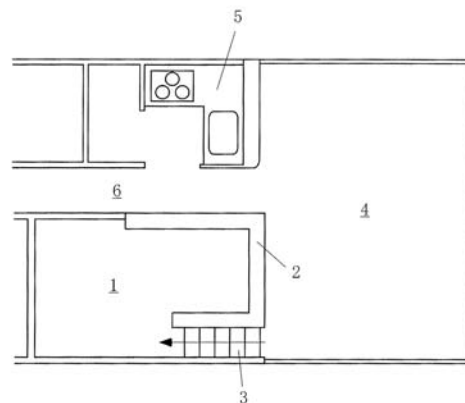
(54) 【考案の名称】 ロフト付き住戸

(57) 【要約】 (修正有)

【課題】 子供の遊び場としても活用することができるロフト付き住戸を提供する。

【解決手段】 リビングダイニング4とキッチン5を有するロフト付き住戸であって、リビングダイニング4から階段3によって出入可能であるロフト1と、ロフト1の下部に位置する収納空間とを有し、ロフト1は、リビングダイニング4及びキッチン5に向けたロフト開口部2を有し、リビングダイニング4と隣接又は廊下6を隔てて近接して配置され、かつ、キッチン5に隣接又は廊下6を隔てて近接して配置されている。

【選択図】 図1



【実用新案登録請求の範囲】

【請求項 1】

リビングダイニングとキッチンを有するロフト付き住戸であって、
前記リビングダイニングから階段によって出入可能であるロフトと、
前記ロフトの下部に位置する収納空間と、を有し、
前記ロフトは、前記リビングダイニング及び前記キッチンに向けたロフト開口部を有し、
リビングダイニングと隣接又は廊下を隔てて近接して配置され、かつ、キッチンに隣接
又は廊下を隔てて近接して配置されている、ことを特徴とするロフト付き住戸。

【請求項 2】

前記ロフトの天井高さは、1400mm以上とする、ことを特徴とする請求項 1 に記載
のロフト付き住戸。 10

【考案の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本考案は、ロフトを有する住戸の構造に関する。

【背景技術】

【0002】

住戸内の床から天井の間にさらに床部分を形成し、該床部分の下を物入れとし、上部を
居住空間とするロフト付き住宅は、すでに知られている。

例えば、特許文献 1 が既に開示されている。 20

【0003】

特許文献 1 は、天井に段差を形成することによって、キッチン等の水回りの空間を低く
、洋室等の天井を高くし、さらにロフトを設置して高所を有効利用している。

また、ロフトの下を収納又はクローゼットとしてスペースの有効利用を図っている。

この構成によって、建物自体の高さを変えず、居住空間の一部に天井の高い空
間を確保することができる。

【先行技術文献】

【特許文献】

【0004】

【特許文献 1】特開 2002 - 213091 号公報、「集合住宅の天井構造」 30

【考案の概要】

【考案が解決しようとする課題】

【0005】

特許文献 1 に係る住宅構造では、ロフトについて空間の有効利用という観点から、下部
を収納、上部を寝室（ベッド）として利用するため、必然的に孤立した部屋として形成さ
れる。

そのため、例えば、親の目の監視が行き届かないことから、子供部屋や子供の遊び場と
しての活用が難しいといった問題点があった。

また、必然的に子供が時間の大半を過ごす場所が、リビングダイニング等の親からの監
視が容易に行える場所に限定されるため、子供の遊び道具や本などを必然的にその場所に
置かざるを得なくなるため、リビングダイニング等の部屋を他の用途に有効活用すること
ができなくなるという問題点もあった。 40

【0006】

そこで、本考案の目的は、子供の遊び場としても活用することができるロフトを有する
ロフト付き住戸を提供することにある。

【課題を解決するための手段】

【0007】

本考案によれば、リビングダイニングとキッチンを有するロフト付き住戸であって、

前記リビングダイニングから階段によって出入可能であるロフトと、

前記ロフトの下部に位置する収納空間と、を有し、 50

前記ロフトは、前記リビングダイニング及び前記キッチンに向けたロフト開口部を有し、リビングダイニングと隣接又は廊下を隔てて近接して配置され、かつ、キッチンに隣接又は廊下を隔てて近接して配置されている、ことを特徴とするロフト付き住戸が提供される。

【0008】

さらに、本考案によれば、前記ロフトの天井高さは、1400mm以上とする。

【考案の効果】

【0009】

この構成によって、ロフトの居住空間を子供の遊び場として活用することができ、さらに、リビングダイニングを常に整理整頓された状態を維持することができる。

また、子供の遊び道具や本などをロフトに収納することができるため、リビングダイニングを他の用途のために有効活用することができる。

【図面の簡単な説明】

【0010】

【図1】本考案によるロフト付き住戸の一部についての平面図である。

【図2】本考案によるロフト付き住戸の一部についての側面図である。

【考案を実施するための形態】

【0011】

以下、本考案の好ましい実施形態を添付図面に基づいて詳細に説明する。なお、各図において共通する部分には同一の符号を付し、重複した説明を省略する。

【0012】

図1は、本考案によるロフト付き住戸の一部についての平面図である。

この図において、1はロフト、2はロフト開口部、3は階段、4はリビングダイニング、5はキッチン、6は廊下である。

【0013】

ロフト1は、この例において、リビングダイニング4と隣接しており、また、キッチン5とは廊下6を隔てて近接した位置に配置されている。

なお、ロフト1は、リビングダイニング4と廊下6を隔てて近接していてもよく、また、キッチン5を隣接していてもよい。

【0014】

さらに、この例において、階段3は、リビングダイニング4側にのみ設けられているが、廊下6側に設ける形、または、リビングダイニング4側及び廊下6側の両方に階段3を設ける形態でもよい。

また、この例において、ロフト1は、リビングダイニング4と廊下6の両方に囲われているが、リビングダイニング4のみに囲われている形態（ロフト1がリビングダイニング4内に存在する形態）であってもよい。

【0015】

ロフト開口部2は、キッチン5及びリビングダイニング4からロフト1を見渡せるように、ロフト1と廊下6及びリビングダイニング4とを隔てている壁の一部に開口部を設けたものである。

この構成によって、従来は、子供の遊び場として最適なのはリビングダイニング4であったが、上記構成によって、リビングダイニング4やキッチン5に向けて開放されているので、リビングダイニング4やキッチン5にいながら子供の様子を見るのが容易になる。

そのため、上記ロフト1を子供の遊び場としても活用することができる。

また、リビングダイニング4を常に整理整頓された状態を維持することができる等の効果が期待できるため、例えば、突然の来客があってもリビングダイニング4に散らばった子供の玩具の片付けを急いで行うといった手間をなくすることができる。

【0016】

さらに、リビングダイニング4に本棚を設置した場合、本棚の分だけリビングダイニン

10

20

30

40

50

グ４の壁面がなくなり、絵画や写真を貼る等の他の用途に用いることができなくなるが、上記構成によって、リビングダイニング４やキッチン５にしながら子供の様子を見ることが容易になるため、子供向けの本棚をロフト１に設置することが可能になるといった効果も考えられる。

そのため、リビングダイニング４のスペースを他の用途のために有効に活用することができる。

【００１７】

なお、この例において、ロフト開口部２を設けることによって、子供の落下等の危険を避けるために、ロフト開口部２に子供がすり抜けることができない程度の間隔で、柵を設ける形でもよい。

【００１８】

図２は、本考案によるロフト付き住戸の一部についての側面図である。

この図において、７は収納空間である。

【００１９】

収納空間７は、好ましくは床から天井までの高さは１１００ｍｍ程度以下であることが望ましい。

この構成によって、通常天井高（２５００ｍｍ）を有する住宅であっても、ロフト１は１４００ｍｍ以上の高さを確保することができ、子供が直立することができる高さを有することになる。

そのため、従来のように、集合住宅等において上下の住戸を仕切るコンクリートスラブに段差を設けなくても、ロフトの形成が可能になるため、施工性を向上させ、また、コストを抑えることができるというメリットがある。

【００２０】

また、収納空間７の高さを１１００ｍｍ程度以下にすることで、ロフト１で遊んでいる子供と話すときに、子供と大人の視線をほぼ同一にすることができるというメリットがある。

【００２１】

なお、ロフト１及び収納空間７の高さについては、収納空間７の必要スペース、ロフト１の使用用途等に応じて調整してもよい。

【００２２】

なお、本考案は上述した実施形態に限定されず、実用新案登録請求の範囲の記載によって示され、さらに実用新案登録請求の範囲の記載と均等の意味および範囲内でのすべての変更を含むものである。

【符号の説明】

【００２３】

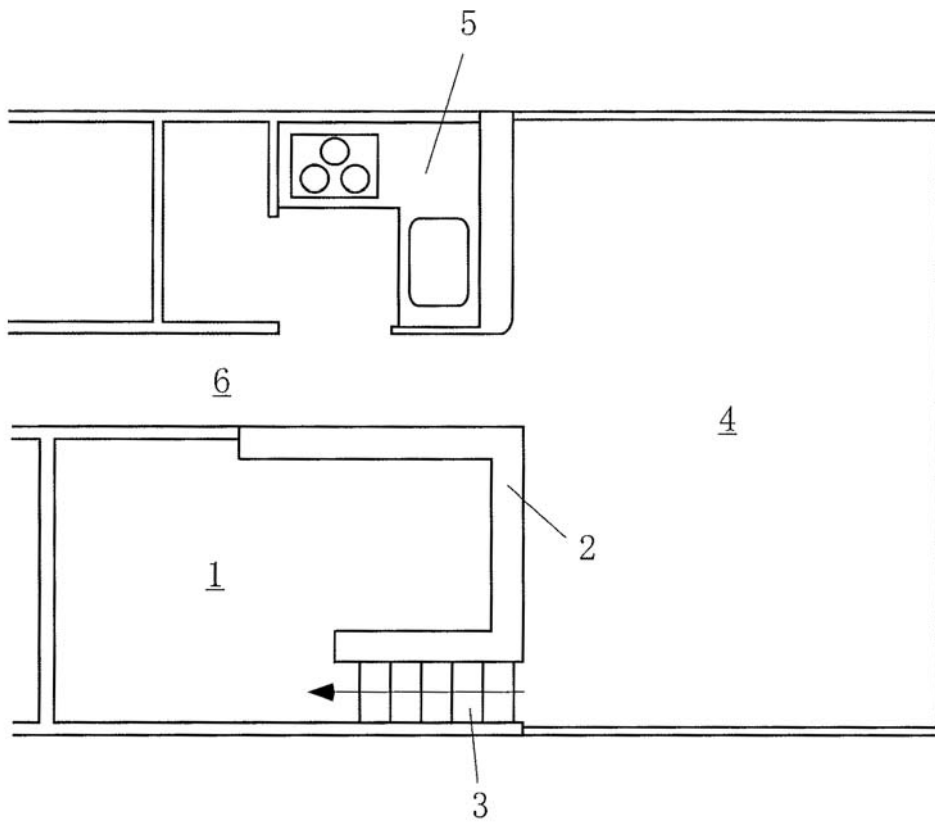
１ ロフト、２ ロフト開口部、３ 階段、４ リビングダイニング、
５ キッチン、６ 廊下、７ 収納空間

10

20

30

【 図 1 】



【 図 2 】

